

第四十四回港湾環境整備負担金部会

令和七年二月三日（月）

於 都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十三

一 開 会

二 部会長の選任

三 諮問事項の審議

・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

四 閉 会

| 出席者               |              |
|-------------------|--------------|
| 学識経験者             |              |
| (公社) 日本港湾協会 理事長   | 大 脇 崇        |
| 日本大学 理工学部 助教      | 三 友 奈 々      |
| 港湾・海上公園関係者        |              |
| (一社) 東京港運協会 会長    | 鶴 岡 純 一      |
| 東京倉庫協会 会長         | 藤 井 信 行      |
| (一社) 日本船主協会 企画部長  | 中 村 憲 吾      |
| 東京港湾労働組合連合会 執行委員長 | 山 田 敏 也 (欠席) |
| 関係行政機関の職員         |              |
| 関東地方整備局長          | 岩 崎 福 久 (代理) |
| 関東運輸局長            | 藤 田 礼 子 (代理) |
| 東京海上保安部長          | 中 田 光 昭      |
| 東京都職員             |              |
| 港湾経営部長            | 野 平 雄 一 郎    |
| 監理担当課長            | 草 間 直 人      |
| 海上公園課長            | 加 藤 知 幸      |
| 企画担当課長            | 石 渡 靖 士      |

開 会 （午後三時三分）

○石渡企画担当課長 それでは、ただいまから第四十四回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様には、港湾審議会に引き続き、お疲れのところ大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

議事に入りますまで、進行は、私、東京都港湾局総務部企画担当課長の石渡が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ではございますが、最初に、定足数について御報告申し上げます。

本日は、先ほど港湾審議会で指名された九名の部会委員のうち、代理出席の方も含めまして八名の委員が出席をされております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数である過半数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただきますので、御承知おき願います。続きまして、部会の進行に関する御案内をさせていただきます。

御発言の際には挙手をお願いいたします。職

員が委員の席にマイクを持参いたします。

本部会は先ほどの港湾審議会と同様に、机上のタブレット端末を活用いたしましたページパ―レス会議を導入してございます。

少し大きめのタブレットでございますけれども、こちらは事務局が操作いたしましたて、説明箇所の資料を表示いたします。お手元のタブレット端末におきましては、説明資料を御自由に御覧ください。操作方法も、先ほどと同様になつてございます。

机上には「タブレット操作についての説明」を配付してございます。御不明な点につきましては、職員が後方に控えてございますので、お声がけください。

それでは、部会委員の紹介をさせていただきます。大変僭越ではございますけれども、私のほうからお名前を御紹介させていただきたいと存じます。御着席のままで結構でございます。なお、名簿に※印がついている方々は、今回の部会から新たに委員に就任された方々でございます。

公益社団法人日本港湾協会理事長の大脇委員でございます。

○大脇委員　大脇でございます。よろしく願ひいたします。

○石渡企画担当課長　次に、日本大学理工学部助

教の三友委員でございます。

○三友委員 三友と申します。よろしくお願いいたします。

○石渡企画担当課長 次に、一般社団法人東京港運協会会長の鶴岡委員でございます。

○鶴岡委員 鶴岡でございます。よろしくお願いいたします。

○石渡企画担当課長 次に、東京倉庫協会会長の藤井委員でございます。

○藤井委員 藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石渡企画担当課長 次に、一般社団法人日本船主協会企画部長の中村委員でございます。

○中村委員 中村です。よろしくお願いします。

○石渡企画担当課長 次に、東京港湾労働組合連合会執行委員長の山田委員でございますが、本日は所用により欠席の御連絡をいただいております。

次に、関東地方整備局長の岩崎委員でございますが、本日は衛藤副局長が代理出席させていただきます。

○岩崎委員代理（衛藤） 衛藤でございます。どうぞよろしくお願いします。

○石渡企画担当課長 次に、関東運輸局長の藤田委員でございますが、本日は交通政策部の吉村次長が代理出席しております。

○藤田委員代理（吉村） 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

○石渡企画担当課長 次に、東京海上保安部長の中田委員でございます。

○中田委員 中田でございます。よろしくお願いします。

○石渡企画担当課長 以上で本部会委員の御紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、東京都側の出席者を紹介させていただきます。

港湾経営部長の野平でございます。

○野平港湾経営部長 野平でございます。よろしくお願いいたします。

○石渡企画担当課長 監理担当課長の草間でございます。

○草間監理担当課長 草間でございます。よろしくお願いいたします。

○石渡企画担当課長 海上公園課長の加藤でございます。

○加藤海上公園課長 加藤です。よろしくお願いします。

○石渡企画担当課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

## 部 会 長 の 選 任

○石渡企画担当課長　続きまして、会議次第の部長選任に移らせていただきます。

本日は、先ほどの東京都港湾審議会での部会委員指名後、最初の負担金部会でございます。本部会の部会長は、東京都港湾審議会条例第八条の第三項によりまして、部会委員の皆様の一選により選任いただくことになっております。それでは、部会長の選任につきまして、どうか御推薦の御発言をお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員　日本船主協会の中村でございます。部会長の選任につきまして、御提案を申し上げます。と思います。

当部会におきまして、前期も部会長をお務めいただきました大脇委員に、引き続き部会長をお願いできたらと思います。御苦労をおかけしますが、豊富な行政経験と高い御見識をお持ちであられる大脇委員に、部会長に御就任いただきますよう、御推薦いたしたく存じます。

部会委員の皆様の御賛成をいただければ幸いです。

以上でございます。

○石渡企画担当課長　ありがとうございました。ただいま中村委員から御提案がございまし

たが、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石渡企画担当課長 異議なしとのことでございますので、大脇委員に港湾環境整備負担金部会の部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、大脇部会長に以降の進行をお任せしたいと存じます。お願いいたします。

○大脇部会長 それでは、改めまして大脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま皆様の御推挙をいただきまして、負担金部会の部会長を務めさせていただきたいと思えます。委員の皆様におかれましては、何卒、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○大脇部会長 それでは早速でございますけれども、議事を進めさせていただきたいと思えます。諮問事項の審議に入らせていただきます。

既に都知事より、港湾審議会に対しまして「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について諮問をいただいております。

まずは、この諮問事項につきまして説明を受

けたいと思います。事務局から御説明願います。

○野平港湾経営部長 港湾経営部長の野平でございます。私から御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、大きめのタブレット画面に表示をされております資料一を御覧いただきたいと思っています。諮問事項「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」につきまして御説明申し上げます。

二ページを御覧ください。こちらの資料は、知事が港湾環境整備負担金に係る負担対象工事を指定する際に必要な事項を、工事の種類ごとに整理した表でございます。本日は、表に記載された各工事を、今年度の負担金徴収に係る負担対象工事とすることにつきまして御審議いただきたく存じます。詳細は後ほど御説明申し上げます。

続きまして、資料二を御覧ください。港湾環境整備負担金制度の概要につきまして御説明をさせていただきます。

(一) 制度の趣旨でございますが、この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区または港湾区域内において、一定以上の面積で事業を行っている事業者の皆様方に、港湾管理者が行う港湾環境の整備または保全のための工事費用の

一部につきまして御負担をいただくものでございます。東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定し、昭和五十六年度より御負担をいただいているところでございます。

(二) 負担対象事業者でございますが、臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場、例えば倉庫、上屋、事業所等が該当いたしますが、その敷地面積の合計が一万平方メートル以上の事業者の皆様方が対象となります。

(三) 負担対象工事でございますが、港湾環境整備施設、具体的には緑地のことを指しておりますが、その建設・改良工事、緑地の維持工事、水面清掃工事の三つが対象となっております。

(四) 負担金の計算方法でございます。負担金の計算方法につきましては、東京都港湾環境整備負担金条例第四条に規定しております。具体的には、資料に記載のとおり、工事に要した費用に工事の種類や公園の種類に応じて定めた負担割合を乗じまして、さらに負担区域内の事業場総面積に対する各負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて得た額となっております。

負担割合及び負担区域の詳細につきましては、それぞれ次ページ以降で御説明申し上げます。

す。

二ページを御覧ください。まず、工事ごとの負担割合につきまして御説明させていただきます。

緑地の建設改良工事等の負担割合につきましては、上段の表の欄外に記載をさせていただいていますとおり、工事対象となる公園の機能や目的、臨港地区内事業者等の利用状況等に応じて種別化いたしまして、他港等の状況等を勘案して、実施する工事の種別ごとに負担率を設定しております。公園ごとの具体的な負担割合は表のとおりでございます。

なお、水面清掃工事の負担割合は五分の一としております。

三ページを御覧ください。次に、東京港の港湾区域及び臨港地区の面積等につきまして御説明させていただきます。

図の右側の中段に凡例を示させていただきますておりますが、黒線で囲われた範囲内の水域部分が港湾区域でございます。こちらの港湾区域内で実施した水面清掃が、水域に関する負担対象工事となります。また、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。こちらの臨港地区内の青色で表示しております①から⑨までの九つの公園で実施する緑地の建設改良工事等が負担対象工事となります。

各工事の内容につきまして、ご説明させていただきます。

四ページを御覧ください。初めに、緑地の建設・改良工事の概要につきまして御説明いたします。

令和五年度に実施した負担対象工事は、城南島海浜公園整備工事ほか三件で、これらの設計・工事に要した費用は合計で四千六百二十九万余円、各公園の機能等に応じて設定いたしました負担割合等を乗じて算出した結果、負担額は四百二十万余円となっております。

各工事の内容につきましては次ページ以降で説明させていただきます。

五ページを御覧ください。城南島海浜公園におきましては、老朽化により危険な状態となっておりますしました転落防止柵の改修を行いました。

六ページを御覧ください。同じく城南島海浜公園におきまして、緊急車両の動線を確保するため、入口の拡幅や樹木の整理等を行いました。

七ページを御覧ください。青海中央ふ頭公園におきまして、トイレの洋式化工事等を行いました。

八ページを御覧ください。暁ふ頭公園におきまして、老朽化したトイレ棟の改築工事を実施しております。本工事は、令和五年度から六年度の二か年にわたって実施しておりますが、令

和五年度に要した費用を令和六年度の港湾環境整備負担金の対象として計上しております。

九ページを御覧ください。新木場公園におきまして、トイレの洋式化工事等を行いました。

続きまして、十ページを御覧ください。緑地の維持工事の概要につきまして御説明いたします。

令和五年度におきましては、城南島海浜公園ほか八公園におきまして、清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を実施いたしました。対象公園ごとの工事に要した費用は、合計で一億一千四百十余円となっております。これに、各公園の機能等に応じて設定いたしました負担割合等乗じて算出した結果、負担額は一千九百九万余円となっております。

十一ページには、維持工事の実施状況の写真を掲載しております。

続きまして、十二ページを御覧ください。水面清掃工事の概要につきまして御説明いたします。

令和五年度におきましては、東京港の港湾区域内に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収する港内清掃を実施いたしました。工事に要した費用は二億四千四十五万余円、負担割合等乗じて算出した負担額は一千六百九万余円となっております。

最後に、十三ページを御覧ください。これまで御説明をさせていただきました各工事の費用と負担額をまとめた表をお示ししております。上段の表の右から二列目に負担額をお示しておりますが、令和六年度の負担額の総額は三千九百三十九万余円となります。前年度の負担額の総額三千五百八十二万余円に対し、三百五十七万余円の増となっております。

なお、負担対象事業者数は七十五社で、前年度と変更ございません。参考までに、一社当たりの平均額でございますが、五十二・五万円となっておりまして、前年度と比べ約五万円の増となっております。

以上が、令和六年度の港湾環境整備負担金の概要となります。

最後に資料三を御覧ください。今後の手続きにつきまして御説明いたします。

本日の部会で原案をお認めいただきましたら、二月中に負担対象工事の指定につきまして、冒頭で御紹介をさせていただきました資料一、別紙に記載の内容により告示を行った上で、納付書を対象事業者の皆様方に送付させていただきます。その後、三月末までに対象事業者の皆様方から負担金を納付していただくスケジュールで進めさせていただきますと存じます。

また、大脇部会長から、今回の第百三回東京

都港湾審議会におきまして、本日の審議結果を報告していただくこととしたいと考えております。

諮問事項に関する説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大脇部会長 御説明ありがとうございました。ただいま事務局から諮問事項につきまして御説明いただきましたが、部会委員の皆様から御意見あるいは御質問等がございましたら、御発言をよろしくお願いしたいと思います。いかがでございますか。御質問含めて御発言をいただければと思いますが。

よろしゅうございますか。

それでは、特段、御発言もないようでございますので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては、御説明いただきました原案どおりとする旨、決議いたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大脇部会長 ありがとうございます。異議なしのこととございますので、原案を適当とする旨、答申することとしたいと思います。

部会長であります私から答申書を野平港湾経営部長にお渡しいたしますけれども、準備の都合により、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

それでは、答申書をお渡しいたします。

本日、諮問のあった負担対象工事の指定については、原案を適当と認める。

令和七年二月三日。

東京都港湾審議会会長、内藤忠顕。

よろしくお願いいたします。

（答申書手交）

○大脇部会長 それでは、以上をもちまして諮問事項の審議を終わりたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、円滑な審議の進行に御協力いただきまして誠にありがとうございますました。

本日の審議経過あるいは審議結果につきましては、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づき、次回の港湾審議会におきまして、私から御報告を申し上げたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、野平港湾経営部長から御挨拶がございますので、よろしくお願いいたします。

○野平港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、本負担金部会に御出席をいただき、御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま、諮問事項につきましては「原案を適当とする」との答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の皆様方の御理解を得て、港湾環境整備

負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○大脇部会長 どうもありがとうございました。では最後に、事務局から連絡事項等がございましたらよろしくお願いしたいと思います。

○石渡企画担当課長 大脇部会長、円滑な議事進行をいただきまして、ありがとうございました。本日の議事資料及び議事録につきましては、当局ホームページに掲載する予定でございます。

また、先ほど部会長より御案内がございましたとおり、本日の審議については、次回の東京都港湾審議会における報告事項となります。

審議会に関する日程や議事内容につきましては、決まり次第、別途御案内をさせていただきますと存じます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますけれども、審議会へ御出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、事務局からの連絡事項でございます。○大脇部会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、第四十四回港湾環境整備負担金部会を閉会といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 （午後三時二十四分）

――  
了  
――